

開発行為事前協議申請書

年 月 日

西原村長

様

開発者

住所

氏名

電話 () -

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第9条第1項及び第2項の規定に基づき下記のとおり事前協議します。

記

開発行為の名称							
開発区域の場所		西原村大字					
代理人 (設計者)	住所						
	氏名	印 電話 () -					
開発区域の面積		m ²	地目	宅地・農地・山林 その他 ()			
予定建築物の用途			戸数		階数		
接続道路		m	幅員	m			
里道		有 ・ 無		水路	有 ・ 無		
着工予定		年 月 日	竣工予定		年 月 日		
排水放流先	雨水		汚水		し尿処理方法		
その他必要な事項							

(注) 添付書類

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 開発行為計画概要書（様式第4-1号、4-2号）</p> <p>(2) 設計説明書（様式第5号）</p> <p>(3) 公共施設等に関する事前協議結果確認書（様式第3号）</p> <p>(4) 開発区域の関係権利者の同意書</p> <p>(5) 開発区域の付近見取図及び位置図</p> <p>(6) 開発区域の土地の地籍図（字図）の写し</p> | <p>(7) 現況図</p> <p>(8) 給排水系統図</p> <p>(9) 予定建築物等の計画図</p> <p>(10) 開発区域の現況カラー写真</p> <p>(11) その他村長が必要と認めるもの</p> |
|--|--|

開発行為に係る公共施設等に関する事前協議申請書

年 月 日

西原村長 様

申請者

住所

氏名

電話 () -

印

私が行う開発行為にともない、新設又は改良移転する下記の公共施設の設置、管理、帰属及び費用負担について、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第24条第1項の規定により協議を申請します。

記

開発行為の名称									
開発区域の場所		西原村大字			開発区域の面積		m ²		
公共施設	従前	名称	廃止、付替	幅員等	延長	面積	管理者名	土地の帰属	摘要
	新設	名称	幅員等	延長	面積	管理予定者名	土地の帰属	費用負担	摘要
協議内容	設計								
	管理方法								
	土地の帰属								
	費用の負担								
	その他								
添付図書									

開発行為に係る公共施設等に関する事前協議結果確認書

開発行為の名称			
開発行為の場所		西原村大字	
公共施設等の名称又は種類			
協議項目	協議内容		協議結果
設 計			
管理方法			
土地の帰属			
費用の負担			
そ の 他			
協議確認年月日 年 月 日	申 請 者	住 所 氏 名	印
	管理予定者	名 称 代表者 氏 名	印

開発行為計画概要書(宅地造成他等)

1 道路計画 (接続道路及び新設道路の計画)	・幅員 m ・延長 m ・面積 m ² ・路面仕上げ ()
2 雨水排水計画	・排水施設 ・放流先 ・放流先の同意取得状況 (済 ・ 未)
3 汚水(雑排水)排水計画	・排水施設 ・放流先 ・放流先の同意取得状況 (済 ・ 未)
4 し尿処理計画	・処理施設 ・放流先 ・放流先の同意取得状況 (済 ・ 未)
5 法面保護計画	・保護工種等
6 ごみ集積所	<input type="checkbox"/> 集積所新設 (箇所、 m ²) <input type="checkbox"/> 既存集積所使用 (m以内にあり。※附近見取図に明示) 既存集積所管理者の同意取得状況 (済 ・ 未)
7 消防水利施設等	<input type="checkbox"/> 新設：防火水槽 () ・ 消火栓 () ・ その他 () <input type="checkbox"/> 既設：防火水槽 ・ 消火栓 ・ その他 () (m以内にあり。※附近見取図に明示)
8 給水計画	<input type="checkbox"/> 村営水道 <input type="checkbox"/> その他 () ・管径 mm、延長 m
9 公園・緑地	<input type="checkbox"/> 公園 箇所 m ² <input type="checkbox"/> 緑地 箇所 m ² 事業区域に対する割合 %
10 公共施設の編入	<input type="checkbox"/> 有 (付替 ・ 用途廃止) <input type="checkbox"/> 無
11 その他	

備考：□のある欄は、✓印を該当する□内に記載すること。

当該開発行為計画について、協議・確認いたしました。

職名	区長	区長意見等記入欄
住所	年 月 日	
氏名	印	

開発行為計画概要書（建築等）

1 予定建築物の用途	集合住宅・その他（ ）
2 工事種別	新築・増築・改築
3 構造	木造・RC造・S造・SRC造・その他（ ）
4 階数	地上 階
5 建築面積	m ² （申請以外の部分 m ² ）
6 延べ面積	容積率算定の基礎となる延べ面積 m ²
7 建ぺい率・容積率	建ぺい率 計画 %、容積率 計画 %
8 最高高さ	m
9 壁面後退	東側 m・北側 m・西側 m・南側 m
10 集合住宅計画戸数	分譲 戸・賃貸 戸
11 雨水排水計画	・排水施設（ ）・放流先（ ） ・放流先の同意取得状況（済・未）
12 汚水（雑排水）排水計画	・排水施設（ ）・放流先（ ） ・放流先の同意取得状況（済・未）
13 し尿処理	・処理施設（ ）・放流先（ ） ・放流先の同意取得状況（済・未）
14 ごみ集積所	<input type="checkbox"/> 集積所新設（ 箇所、 m ² ） <input type="checkbox"/> 既存集積所使用（ m以内にあり。※付近見取図に明示） 既存集積所管理者の同意取得状況（済・未）
15 消防水利施設等	<input type="checkbox"/> 新設：防火水槽（ ）・消火栓（ ）・その他（ ） <input type="checkbox"/> 既設：防火水槽・消火栓・その他（ ） （ m以内にあり。※付近見取図に明示）
16 給水計画	<input type="checkbox"/> 村営水道 <input type="checkbox"/> その他（ ） 管径 mm、延長 m
17 駐車場	台、計画戸数に対する割合 %
18 公共施設の編入	<input type="checkbox"/> 有（付替・用途廃止） <input type="checkbox"/> 無
19 その他	

備考：□のある欄は、✓印を該当する□内に記載すること。

当該開発行為について、協議いたしました。

職名	区長	区長意見等記入欄
住所	年 月 日	
氏名	印	

設計説明書

設計の方針	開発の目的						
	基本方針						
開発区域内の土地の現況							
種別	宅地	農地	山林	里道水路等公有地	その他	計	
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
比率	%	%	%	%	%	100%	
備考							
開発区域内の土地利用計画							
区分	戸建住宅用地	集合住宅用地	宅地以外用地	公共の用に供する土地	計		
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
比率	%	%	%	%	100%		
公共の用に供する土地面積							
区分	道路	公園	緑地	その他 ()	計		
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
宅地造成計画	計画人口	人	一区画あたりの平均面積		m ²		
			一区画あたりの最高面積		m ²		
	計画区画数	区画	一区画あたりの最低面積		m ²		
建築計画	予定建築物				高さ	最高	m
	工事種別	新築・増築・改築				最低	m
	構造・規模	造、地上 階、 棟					
		計画部分	既存部分	合計	建ぺい率		
	建築面積	m ²	m ²	m ²	%		
	容積対象延面積	m ²	m ²	m ²	容積率		
		%					
駐車施設	自動車 台、自転車 台						
緑地計画面積	m ²		ごみ集積所	有・無			
その他必要な事項							

※「設計の方針」欄には、当該開発行為等の目的、設計に関して特に留意したこと等を記入して下さい。

開発行為等計画承認書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

年 月 日付で貴殿から協議のあった開発行為については、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第 13 条第 1 項及び同条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり村の意見を付して承認します。

記

開 発 者	住所 氏名
開発行為の名称	
開発行為等の区域	西原村大字 字
開発行為等の面積	m ²
開発行為等の内容	
村 の 意 見	

開発行為協議継続通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

年 月 日付けで貴殿から事前協議があった開発行為について、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第14条第1項の規定に基づき、下記の事項について引き続き当該開発行為の協議を継続するよう通知いたします。

つきましては、年 月 日（午前・午後 時）に西原村へご来庁ください。都合の悪い場合は事前にご連絡ください。

開発行為の名称	
開発行為等の区域及び面積	西原村大字 m ²
開発行為等の内容	

記

開発行為計画 協議事項	協議内容

開発行為変更承認申請書

年 月 日

西原村長 様

開発者

住所

氏名

電話

()

—

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり開発事業の変更申請をします。

記

事前協議申請 承認年月日	第 号 年 月 日
開発事業の名称	
開発区域の位置	西原村大字
変更の理由	

変更の事項	変更前	変更後

(注1) 添付書類、変更内容がわかる図書、写真等

(注2) 以下の事項について変更する場合は提出して下さい。

- (1) 開発行為の区域及び面積
- (2) 開発行為を行う土地又は建築物の利用目的
- (3) 開発区域内に計画された建築物とその他の施設の種類及び規模
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 工事的设计及び規模
- (6) その他村長が必要と認める事項

開発行為変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第15条第1項の規定により申請のあった開発行為の変更について、同条例第15条第2項の規定により、下記の条件を付して承認します。

1 当初承認番号及び年月日	第 号 年 月 日	
2 変更の理由		
3 変更に係る事項	変更前	変更後
(1) 開発行為の区域及び面積	西原村大字 m ²	西原村大字 m ²
(2) 開発行為を行う土地又は建築物の利用目的		
(3) 開発区域内に計画された建築物その他の施設の種類及び規模		
(4) 工事の着手及び完了の時期		
(5) 工事的设计及び規模		
(6) その他		
付 加 条 件		

開発行為変更協議継続通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

年 月 日付けで貴殿から変更協議があった開発行為について、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第15条第3項の規定に基づき、下記の事項について引き続き当該開発行為の協議を継続するよう通知いたします。

つきましては、年 月 日（午前・午後 時）に西原村へご来庁ください。都合の悪い場合は事前にご連絡ください。

開発行為の名称	
開発行為等の区域及び面積	西原村大字 m ²
開発行為等の内容	

記

開発行為計画 協議事項	協議内容

開発行為協定書

（ 年開発行為協定書第 号）

西原村長（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、乙が西原村内において開発行為を施工することについて、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

- （1）開発事業者の住所、氏名
- （2）開発区域の位置
- （3）開発区域の面積
- （4）開発行為の目的及び用途

（開発行為の施工及び周辺住民等への周知）

第 1 条 乙は、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成 2 1 年西原村条例第 1 9 号。以下「条例」という。）及びこの協定の定めるところにより、信義誠実の原則に従い、開発行為を施工しなければならない。

- 2 乙は、開発行為の施工に当たっては、あらかじめ周辺住民及び周辺の土地権利者に開発行為の計画及び工事施工方法その他について、理解が得られるように周知しなければならない。開発行為の内容を変更する場合も同様とする。

（住民の安全の確保及び被害の補償）

第 2 条 乙は、開発行為の施工に関して必要な防災施設を自己の責任において設置し、災害及び公害の防止その他住民の生命、財産の保護並びに自然環境の保護のため、最善の努力をはらわなければならない。

- 2 開発行為の施工により、又はこれに関して災害又は公害が発生した場合は、甲の指示に従い、乙の責任において遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 3 開発行為の施工にともなう通行等により、道路その他の施設に損傷を与えた場合は、甲の指示に従い、乙の責任により速やかに復旧しなければならない。

（新たな公共施設の管理）

第 3 条 開発行為により西原村の名義となる新たな公共施設を施工したときには、乙は甲への移管手続きが終了した後においても、甲との新たな公共施設に関する協議の内容によって乙に課せられた維持管理事項については、善良なる管理者の注意義務をもって適正に維持管理しなければならない。

（埋蔵文化財の保護）

第 4 条 乙は、工事中に埋蔵文化財を発見した際には、直ちに甲に連絡し、その指示に従い、埋蔵文化財を保護しなければならない。

（自然保護及び生活環境の保全）

第 5 条 乙は、開発行為の施工に当たって、法令その他に特別に定めるところにより、自然保護

のための必要な処置を積極的に講じなければならない。

- 2 乙は、西原村の環境に関する条例、規則に定めるところにより、開発区域周辺の生活環境を保全するための必要な処置を積極的に講じなければならない。

(開発行為の譲渡又は承継)

第6条 乙は、開発行為に関する権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においては、譲渡人と承継人は甲に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発行為に関する権利を第三者に譲渡し、又は承継させた場合においては、条例及びこの協定に定めた事項のすべてについて、乙は、確実に承継させ、乙の負担していた義務については、連帯してその責任を負わなければならない。

(協定の変更又は定めのない事項)

第7条 この協定に定める事項について、不測の事態によりこれを達成することが困難となったときは、甲乙協議の上、この協定を変更するものとする。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持する。

年 月 日

(甲) 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259
西原村長

印

(乙) 住所
氏名

印

開発行為協定書（変更）

（ 年開発行為協定書第 号変更）

西原村長（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）は、乙が西原村内において開発行為を施工することについて、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第16条第2項の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

- （1）開発事業者の住所、氏名
- （2）開発区域の位置
- （3）開発区域の面積
- （4）開発行為の目的及び用途

（開発行為の施工及び周辺住民等への周知）

第1条 乙は、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成21年西原村条例第19号。以下「条例」という。）及びこの協定の定めるところにより、信義誠実の原則に従い、開発行為を施工しなければならない。

- 2 乙は、開発行為の施工に当たっては、あらかじめ周辺住民及び周辺の土地権利者に開発行為の計画及び工事施工方法その他について、理解が得られるように周知しなければならない。開発行為の内容を変更する場合も同様とする。

（住民の安全の確保及び被害の補償）

第2条 乙は開発行為の施工に関して必要な防災施設を自己の責任において設置し、災害及び公害の防止その他住民の生命、財産の保護並びに自然環境の保護のため、最善の努力をはらわなければならない。

- 2 開発行為の施工により、又はこれに関して災害又は公害が発生した場合は、甲の指示に従い、乙の責任において遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 3 開発行為の施工にともなう通行等により、道路その他の施設に損傷を与えた場合は、甲の指示に従い、乙の責任により速やかに復旧しなければならない。

（新たな公共施設の管理）

第3条 開発行為により西原村の名義となる新たな公共施設を施工したときには、乙は甲への移管手続きが終了した後においても、甲との新たな公共施設に関する協議の内容によって乙に課せられた維持管理事項については、善良なる管理者の注意義務をもって適正に維持管理しなければならない。

（埋蔵文化財の保護）

第4条 乙は、工事中に埋蔵文化財を発見した際には、直ちに甲に連絡しその指示に従い、埋蔵文化財を保護しなければならない。

（自然保護及び生活環境の保全）

第5条 乙は、開発行為の施工に当たって、法令その他に特別に定めるところにより、自然保護

のための必要な処置を積極的に講じなければならない。

- 2 乙は、西原村の環境に関する条例、規則に定めるところにより、開発区域周辺の生活環境を保全するための必要な処置を積極的に講じなければならない。

(開発行為の譲渡又は承継)

第6条 乙は、開発行為に関する権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においては、譲渡人と承継人は甲に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発行為に関する権利を第三者に譲渡し、又は承継させた場合においては、条例及びこの協定に定めた事項のすべてについて、乙は、確実に承継させ、乙の負担していた義務については、連帯してその責任を負わなければならない。

(協定の変更又は定めのない事項)

第7条 この協定に定める事項について、不測の事態によりこれを達成することが困難となったときは、甲乙協議の上、この協定を変更するものとする。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持する。

年 月 日

(甲) 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259
西原村長

印

(乙) 住所
氏名

印

開発行為廃止届出書

年 月 日

西原村長 様

申出者

住所

氏名

電話 () -

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第20条の規定により、下記のとおり開発行為を廃止しましたので届け出ます。

記

1 承認番号及び年月日	第 号 年 月 日
2 工事廃止に係る開発区域の所在地番	西原村大字
3 工事廃止に係る開発区域の面積	m ²
4 工事廃止年月日	年 月 日
5 廃止時の状況	
6 廃止の理由	
7 廃止後の措置	
※受理番号・年月日	第 号 年 月 日
※備考	

(注) ※印の欄は記入しないでください。

(添付書類)

- (1) 廃止時の状況を示した平面図
- (2) 廃止時の措置を示した平面図
- (3) 廃止時の状況が分かるカラー写真
- (4) その他村長が必要と認める図書

開発行為工事着工届出書

年 月 日

西原村長 様

開発者

住所

氏名

電話 () -

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第21条の規定により、工事の着工について届け出ます。

工事施工者	住所	
	氏名	電話 () -
現場管理者	住所	
	氏名	電話 () -
開発行為の区域	西原村大字	
開発承認等年月日	第 号 年 月 日	
協定締結年月日	年 月 日	
工事着工年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事工程	別紙	

添付書類：工事に関する連絡体制表

開発行為工事完了届出書

年 月 日

西原村長 様

届出者

住所

氏名

電話 () -

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第22条の規定により、工事の完了について届け出ます。

工事施工者	住所	
	氏名	電話 () -
現場管理者	住所	
	氏名	電話 () -
開発行為の区域	西原村大字	
開発行為の内容		
開発承認等年月日	第 号 年 月 日	
協定締結年月日	年 月 日	
工事着工年月日	年 月 日	
工事完了年月日	年 月 日	

添付書類：工事工程写真及び竣工写真

開発行為に関する工事確認済証

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

下記の開発行為に関する工事は、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第23条第1項の規定にもとづく完了確認の結果、同条例第23条第2項の規定に基づき適合していることを認めます。

記

開発行為の位置又は名称	西原村大字
開発者の住所及び氏名 (名称)	住所 氏名
工事完了確認年月日	年 月 日
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
事前協議承認年月日	第 号 年 月 日
検査を完了した公共公益 施設等	
備 考	

別紙

移管する公共施設（施設名）等

道路 m

排水施設等（別紙のとおり）

公園施設 m²

消防水利用地 m²

清掃施設等 m²

その他

公共施設移管等調査通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

年 月 日付けで申請があった公共施設移管等調査については、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第25条第3項の規定に基づく完了確認の結果、適合していると認めますので、下記のとおり通知します。

記

受付番号	第 号 年 月 日
開発者の住所及び名称・氏名	
開発区域の名称	西原村大字
公共施設の名称及び数量	
調査年月日	年 月 日
【調査結果】	

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

公共施設等引継書

年 月 日付けで引継ぎ申請された、下記開発行為により設置された公共施設等について、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第26条第4項の規定により次のとおり引継ぎましたので通知します。

記

事業者住所、氏名			
開発行為の目的			
施設完了調査年月日	年	月	日
施設引継申請年月日	年	月	日
施設引継日	年	月	日
引き継いだ施設	施設名	延長・幅員・構造・規格等	備考
引継ぎ条件			

寄付申出書

年 月 日

西原村長 様

申出人
住所
氏名
電話 () -

印

下記土地を 用地として西原村に寄付いたします。

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

(添付書類)

- (イ) 寄付土地の登記原因証明情報兼登記承諾書 (別記様式)
- (ロ) 寄付土地の登記簿謄本 (抵当権等の権利確認のため)
- (ハ) 登記承諾書の印鑑証明書

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者（甲） 阿蘇郡西原村
義務者（乙）

(2) 不動産の表示

所 在 阿蘇郡西原村大字 字
地 番 番
地 目
地 積 平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、平成 年 月 日、本件不動産を寄付した。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

平成 年 月 日 熊本地方務局大津出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。また所有権移転登記することについても承諾します。

(受領者) 阿蘇郡西原村大字小森3259番地

西原村長

(寄付者)

瑕疵担保誓約書

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第29条の規定に基づき、工事の瑕疵により工事完了後、3年以内に西原村へ引き継いだ下記公共施設について、滅失又は破損が生じた場合は、私の負担において補修又は補強いたします。

記

公共施設名	所在地	面積・延長等

年 月 日

住 所

氏 名

印

年 月 日

西原村中央簡易水道事業
西原村長 様

申込者 住所 _____

氏名 _____ 印

水道施設寄付採納申込書

下記に場所に 年 月 日完成した水道施設を寄付したいので、下記のとおり申し込みを致します。

記

1. 施設の場所 西原村大字 字 地内

2. 施設の名称

3. 寄付資産の額

4. 完成年月日 年 月 日

5. 配水管工事施工業者

住 所

氏 名

印

6. 給水管工事施工業者（西原村指定工事店）

住 所

氏 名

印

なお配水管布設等の工事はすでに完了し、工事の施工状況は写真によってしか確認できないので、寄付した日の属する年度の翌年度から換算して、3年の間に発生した施工に原因があると認められる水道施設の事故については、別紙確約書のとおり一切、申込者及び工事施工業者の責任で処理します。

7. 添付書類

①位置図

②水道工事完成図（平面図、断面図等）

③工事写真（着工前、工事中、竣工）

④申請者及び工事施工業者の確約書

⑤公図、地積測量図、登記済証及び関係書類

⑥その他、関係書類

確約書

西原村中央簡易水道事業
西原村長 様

申請者

住所
氏名 _____ 印

配水管工事施工業者

住所
氏名 _____ 印

給水管工事施工業者（西原村指定工事店）

住所
氏名 _____ 印

年 月 日付で申請した下記水道工事について、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第28条の規定に基づき、工事終了後3年間、施工に問題があると認められる事故については一切、工事施工者の責任において解決することを確約します。

記

1. 工事名 _____

2. 工事場所 西原村大字 _____ 番地（地内）

3. 期間 工事終了後3年間 _____

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

勧告書

あなたは、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の規定に違反しているので、同条例第37条の規定に基づき、次の措置を速やかに講ずるよう勧告します。

1 開発行為の名称等	
2 勧告事項	
3 勧告理由	
4 備考	

※必要な措置が完了したときは、速やかにその旨を担当課へ連絡願います。

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

命 令 書

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第 37 条の規定に基づき、年 月 日付け第号で必要な措置を講ずるよう勧告したが、この勧告に従わなかったため、同条例第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき措置を講ずるよう命令します。

なお、期限までに当該命令に従わないときは、同条例第 39 条第 1 項の規定によりその事実を公表することがあります。

1 開発行為の名称等	
2 命令事項	
3 命令理由	
4 措置を講じなければならぬ期限	年 月 日

特記事項 必要な措置が完了したときは、速やかにその旨を担当課へ連絡願います。

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称

様

西原村長

印

公表通知書

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり公表します。

なお、公表にあたり同条例第39条第3項の規定によりご意見をお聞きしますので、年 月 日（午前・午後 時）に西原村へご来庁ください。都合の悪い場合は、事前に連絡してください。ご連絡なく来庁されなかった場合は、ご意見は無いものとして公表します。

1 氏名及び住所	
2 開発行為の名称等	
3 開発行為の区域 の地名地番	西原村大字
4 公表年月日	年 月 日
5 公表方法	
6 公表事項	
7 公表理由	

地位継承届出書

西原村長 様

開発者
住所
氏名
電話 () -

印

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例第 42 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開発行為等の継承をしたいので届け出ます。

同意年月日	年 月 日 第 号		
開発行為等の場所	西原村大字		
開発行為等の種類			
開発行為等の面積	m ²		
被継承人	住所		
	氏名		電話
継承予定年月日	年 月 日		
継承理由			
添付書類	継承を証する書面		